

加賀市社会福祉法人認可基準

平成26年4月

加 賀 市

加賀市社会福祉法人認可基準

社会福祉法人（社会福祉協議会、社会福祉事業団及び共同募金会を除く。以下「法人」という。）の設立の認可については、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）、「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号。以下「審査基準」という。）」、「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号。以下「審査要領」という。）」その他の関係法令によるほか、この基準によるものとする。

第1 基本的事項

- 1 設立代表者は、法人の理事長就任予定者であること。
- 2 法人は、法第2条に規定する社会福祉事業を行うために設立されるものであること。
ただし、次に掲げる場合は、原則として法人の設立を認めない。
 - (1) 法第2条第3項第9号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業を行う場合
 - (2) 第2種社会福祉事業である相談に応じる事業のみを行う場合
 - (3) 第2種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみを行う場合
 - (4) 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われる場合
- 3 補助金を受けて社会福祉施設を設置する場合は、当該補助金の交付が確実にされた後でなければ認可は行わないこと。
- 4 設立代表者が既に別の法人の代表者である場合、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業体を設立する必要性が認められるものであること。

第2 定款

社会福祉法人定款準則に準拠していること。

第3 法人の資産

- 1 法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。社会福祉の用に供する不動産の全てが国若しくは地方公共団体からの貸与又は使用許可を受けたものである場合は、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券、又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していること。
- 2 特別養護老人ホームの設置に必要な土地及び建物については、設置者が所有権を有しているか、国又は地方公共団体から貸与を受けていることが原則であって望ましい。
- 3 地域活動支援センターの経営を目的として法人の設立をする場合、次に掲げる要件を満たしていること。
 - (1) 基本財産については、原則として、地域活動支援センターの用に供する不動産（以下「施設用不動産」という。）の全てについて所有権を有していること。ただし、1,000万円以上に相当する資産を有している場合には、施設用不動産について国若しくは地方自治体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。
 - (2) 地方公共団体又は民間社会福祉団体等からの委託又は助成を受けているか、あるいは過去受けていた実績があるとともに、社会福祉法人認可後において、地方公共団体からの委託又は助成が将来にわたり継続され、地域活動支援センターが安定的・継続的に確保されるものとして認められるもの。

- (3) 加賀市の区域内においてのみ事業を実施すること。
- (4) 上記(1)、(2)に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、地域活動支援センターの経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、地域活動支援センターの経営と併せて行うことができるものとする。

- ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ② 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に限る。）
- ③ 移動支援事業

- (5) 公益事業又は収益事業については、上記(1)、(2)に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認めるときは、これを行うことができるものとする。

- 4 社会福祉施設を経営しない法人は、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして市長が認める額の資産とすることができること。

- 5 居宅介護等事業（母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、又は障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）をいう。以下同じ。）の経営を目的として法人の設立をする場合、次に掲げる要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとする。

- (1) 5年（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合には3年）以上にわたって、居宅介護等事業の経営の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていること。

- (2) 加賀市の区域内においてのみ事業を実施すること。

- (3) 上記(1)、(2)に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、居宅介護等事業の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、居宅介護等事業の経営と併せて行うことができるものとする。

- ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ② 障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。）又は老人デイサービス事業
- ③ 重度障害者等包括支援
- ④ 移動支援事業
- ⑤ 地域活動支援センターを運営する事業

- (4) 公益事業又は収益事業については、上記(1)、(2)に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認めるときは、これを行うことができるものとする。

6 共同生活援助事業等（認知症対応型老人共同生活援助事業、小規模多機能型居宅介護事業及び複合型サービス福祉事業又は障害福祉サービス事業(共同生活援助に係るものに限る。)をいう。以下同じ。)の経営を目的として法人を設立する場合、次に掲げる場合、次に掲げる要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとする。

(1) 5年(特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合には3年)以上にわたって、共同生活援助事業等の経営の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅サービス事業者の指定若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成24年法律第51号)に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく指定障害児通所支援事業者(保育所等訪問支援事業者を除く。)の指定を受けていること。

(2) 加賀市の区域内においてのみ事業を実施すること。

(3) 上記(1)、(2)に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、共同生活援助事業等の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、共同生活援助事業等の経営と併せて行うことができるものとする。

- ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ② 老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。))就労移行支援又は就労継続支援に限る。)又は障害児通所支援事業を営む事業
- ③ 老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に限る。)
- ④ 移動支援事業
- ⑤ 地域活動支援センター

(4) 公益事業又は収益事業については、上記(1)、(2)に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認めるときは、これを行うことができるものとする。

7 法人の設立に際して、寄付金が予定されている場合は、書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写及び寄付予定者の印鑑登録証明書等により確認できるとともに、寄付者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄付が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書等により確認できること。

8 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄付金が予定されている場合も7と同様であるが、特に個人の寄付については、年間の寄付額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回り、かつ、年間の課税所得の4分の1以内であること。

9 必要な資産として、運用財産のうち当該法人の年間事業費の12分の1に相当する現金、

普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

なお、指定介護老人福祉施設等の介護保険法上の事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）上の障害福祉サービスにも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、年間事業費の12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金を有していること。（ここでの「12分の2以上に相当する」とは、年間事業費の12分の2に相当する現金等及び設立当初事業開始のために要する職員研修費用等相当額を指す。）

また、いずれの場合においても、当該法人が、当該現金、普通預金等を市中金融機関、各種民間団体、個人等から借入れにより調達することは適当ではない。

第4 役員（理事及び監事）

- 1 関係行政庁の職員が法人の役員になることは適当ではないこと。（但し、第三セクター方式を除く。）
- 2 実際に法人運営に参画できない者を、役員として名目的に選任することは適当でないこと。
- 3 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、役員として参加したりすることは適当でないこと。
- 4 理事長及びそれ以外の理事は、法人の自主的な経営機能の強化及び内部牽制体制の確立の観点から、それぞれが代表権を有しても差し支えないものとするが、各理事と親族等の特殊の関係にある者（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の17第3項第1号に規定する親族等をいう。以下同じ。）のみが代表権を有する理事となることは適当でないこと。
- 5 理事の定数は、6人以上の確定数とすること。
- 6 各理事と親族等の特殊の関係にある者は、理事の定数に応じて次の範囲内にあること。

理事定数	親族等の人数
6～9名	1名
10～12名	2名
13名以上	3名
- 7 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。
- 8 理事には社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。
 - (1) 次のような者は、社会福祉事業について学識経験を有する者であること。
 - ア 社会福祉に関する教育を行う者
 - イ 社会福祉に関する研究を行う者
 - ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
 - エ 公認会計士、税理士、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者
 - (2) 次のような者は、地域の福祉関係者であること。
 - ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
 - イ 民生委員・児童委員
 - ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
 - エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
 - オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

- 9 社会福祉施設を経営する法人にあっては、1人以上の施設長等が理事として参加すること。
ただし、評議員会を設置していない法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。
- 10 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任することはできないこと。
- 11 監事の定数は2人以上の確定数とし、監事のうち1人は財務諸表を監査し得る者であり、1人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。
- 12 監事は、他の役員と親族等の特殊の関係にある者であってはならないこと。
- 13 監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。

第5 評議員会

- 1 法人には、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。
 - (1) 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業
 - (2) 保育所を経営する事業
 - (3) 介護保険事業
- 2 評議員の定数は、理事定数の2倍を超える数の確定数とすること。（但し、理事との兼職は可。）
- 3 評議員と親族等の特殊の関係にある者は、評議員の定数に応じて理事の場合と同様の範囲内にあること。
- 4 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が評議員総数の3分の1を超えてはならないこと。
- 5 評議員には、自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員、民生委員等、地域の代表を加えること。

第6 基本財産担保提供の承認

次の1～4の全ての要件を満たした場合、担保提供を認める。

- 1 担保提供の目的の妥当性
法人の役員や役員の経営する会社等の債務の担保に供するなど、当該法人の事業とは無関係の目的で行う担保提供ではあってはならず、借入金の目的は社会福祉事業に充てられるべきものであること。
- 2 担保提供の必要性
国・県・市から十分な額の助成が見込めないこと、基本財産以外に処分しうる財産が存在しないこと等の理由により、基本財産の担保提供を行う以外に適当な資金調達の手段がないこと。
- 3 担保提供方法の妥当性
 - (1) 当該担保提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄付金や事業収入の状況から判断して、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められること。
 - (2) 担保提供の承認の対象となる借入先が地方公共団体、社会福祉協議会のほか、確実な民間金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・農協・漁協など）を含むものであること。

- 4 担保提供に係る意思決定の適法性
定款所定の手続を経ていること。

第7 その他

その他、提出書類等の詳細については、別冊「社会福祉法人設立認可申請の手引き」を参照すること。